

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和五年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県公営企業管理規程第七号

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第十八条 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十五」とする。</p> <p>3 8 略</p> <p>1 附則 略</p> <p>2 当分の間、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第三条本文に規定する定年の引上げに伴う給料に関する特例措置については、一般職員の例による。</p>	<p>(期末手当) 第十八条 略</p> <p>2 法第二十八条の四第一項 の規定により採用された職員及び短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十五」とする。</p> <p>3 8 略</p> <p>1 附則 略</p> <p>(秋田県企業局職員旅費規程の一部改正)</p> <p>2 秋田県企業局職員旅費規程（昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。</p>

別表第四（第二条関係）

別表第四（第二条関係）

企業職給料表(一)級別標準職務表

- 一～四 略
- 五 五級
- (一) チームリーダーの職務
- (二) 略
- 六 六級
- (一)～(三) 略
- (四) 困難な業務を行うチームリーダーの職務
- (五) 略
- 七～九 略
- 備考 略

別表第六(第六条、第十七条の二、第十八条関係)

職	略	区分
チームリーダー及び副所長	略	五種

企業職給料表(一)級別標準職務表

- 一～四 略
- 五 五級
- (一) 主幹の職務
- (二) 略
- 六 六級
- (一)～(三) 略
- (四) 困難な業務を行う主幹の職務
- (五) 略
- 七～九 略
- 備考 略

別表第六(第六条、第十七条の二、第十八条関係)

職	略	区分
班長(公営企業課に置かれる班に係るものに限る。)及び副所長	略	五種

附則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第三十一号)附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規程による改正後の企業職員給与規程第十八条第二項の規定を適用する。